

長野県飯田高等学校同窓会会則

平成 17 年 5 月 29 日一部改訂

平成 20 年 6 月 15 日一部改訂

総 則

(名称)

第1条 本会は、長野県飯田高等学校同窓会と称する。

(所在地)

第2条 本会は、本部及び事務局を、長野県飯田市上郷黒田 450 長野県飯田高等学校内におく。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せて母校との関係を密接にし、その発展に寄与することを図りながら社会に貢献していくことを目的とする。

会 員

(会員)

第4条 本会を構成する会員を、次の三種とする。

- (1) 正会員 母校(公立下伊那中学校・長野県中学校飯田支校・長野県尋常中学校飯田支校・長野県松本中学校飯田支校・長野県飯田中学校・飯田東高等学校併設中学校・飯田東高等学校・飯田高松高等学校及び飯田高等学校)に在学した者
- (2) 在校生会員
- (3) 賛助会員 母校現職員及び旧職員

事 業

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員のための文化活動
- (2) 会報及び会員名簿の発行
- (3) 母校の教育活動に対する支援
- (4) 会員の顕彰及び慶弔などに関する事項
- (5) 地域社会への貢献
- (6) その他、必要な事業

役 員

(役員及び定数)

第6条 本会に次の役員をおく。

- (1) 常任役員

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	10 名以上 20 名以内
事務局長	1 名
- (2) 監事 2 名
- (3) 幹事

支部長幹事	各支部長 1 名
年度別幹事	各卒業年度 1 名
校内幹事	賛助会員のうち現職の者 1 名
- (4) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代行する
- (3) 理事は、運営に関する事項を分掌する
- (4) 事務局長は、庶務会計の事務及び会務の執行にあたる
- (5) 監事は、毎事業年度の会計に関する監査を行い、その結果を総会に報告する
- (6) 幹事は、運営に関する事項を審議するとともに、本会の円滑な運営に協力する
- (7) 顧問は、会長の諮問に応ずる

(役員を選出)

第8条 会長、副会長及び監事(以下、正副会長等と言う)の選出は、総会において指名推薦の方法によるものとし、総会出席者の過半数の同意により決する。

- 2 正副会長等の候補者は、常任役員会が選考する。
- 3 理事は、会長、副会長が協議のうえ、会長が委嘱する。
- 4 事務局長は、会員中より常任役員会が選考し、会長が委嘱する。
- 5 幹事は、支部等の各母体が選出し、会長が委嘱する。
- 6 顧問は、会員中より常任役員会が選考し、会長が委嘱する。
なお、現職校長は顧問に就任する。

(任期)

第9条 常任役員及び監事の任期は2年とする。

- 2 補欠によって選任された者の任期は、前任者の任期とする。
- 3 幹事の任期は、選出母体の定めるところによる。
- 4 すべての役員の新選は、これを妨げない。

支 部

(支部)

第10条 会員は、在住する地域・職域の状況により、支部を設けることができる。

- 2 支部は、独自の活動を行い、本会と連絡を密にして第3条の目的を達成する。
- 3 支部は、原則として地域・職域内において単一とし、重複する場合の取扱いは、常任役員会の決するところによる。

学 年

(学年)

第11条 会員は、卒業年度単位において独自の活動を行うとともに、本会と連絡を密にして第3条の目的を達成する。

会 議

(会議)

第12条 会議は次のとおりとする。

- (1)総会
- (2)役員会
- (3)常任役員会
- (4)その他、会務の運営に必要な会議

(総会)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎事業年度終了後3月以内に会長が招集する。
- 3 臨時総会は、必要がある都度、常任役員会の議決を経て会長が招集する。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数の同意により決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議決事項)

第16条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 前事業年度の事業及び決算の報告
- (2) 当事業年度の事業計画及び予算
- (3) 会長、副会長及び監事の選出
- (4) 会則の変更
- (5) その他、役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第17条 役員会は、会長が招集し、総会に付議すべき事項のほか、必要な事項を議決する。

- 2 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決する。
- 3 役員会は、緊急の場合には、総会に代わることができ、その結果を総会に報告する。
- 4 役員会の議長は、出席者のうちから選任する。

(常任役員会)

第18条 常任役員会は、必要あるとき会長が招集する。

- 2 常任役員は、必要があると認めるときは、会長に対し、常任役員会の招集を請求することができる。

(常任役員会の議決)

第19条 常任役員会の議事は、過半数が出席した会で、出席者の過半数の同意により決する。

(常任役員会の議決事項)

第20条 常任役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) その他、事業の執行に関する事項

(常任役員会の議長)

第21条 常任役員会においては、会長が議長となる。

委員会

(委員会)

第22条 本会は、その事業の執行に関し、必要に応じ委員会を設置することができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営等に関する事項は、常任役員会において決する。

会計

(事業年度)

第23条 事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(会費等)

第24条 運営及び事業に必要な経費は、会費、入会金、寄付金、その他の収入(以下、会費等と言う)をもってこれに充てる。

- 2 会費等の取り扱いについては、会計細則により定める。

雑則

(顕彰)

第25条 本会の発展に特別な功労のあった者は、常任役員会で評議し、総会において表彰するとともに、会報に掲載してこれを称える。

(規約、細則)

第26条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、常任役員会において規約あるいは細則で定める。

(施行)

第27条 本会則は、平成20年6月15日より施行する。

以上